

「対話の場」の設置に関する基準

(趣旨)

第1条 この基準は、伊丹市まちづくり基本条例（平成15年伊丹市条例第1号）第11条第1項の規定による市と市民との対話の場の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置の基準)

第2条 対話の場を設置する基準は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 市の基本構想又は基本計画（総合計画）を策定するとき。
- (2) 各分野における施策の基本的な事項を定める方針、条例、計画等で、これらに基づく事業の実施にあたって市民と市又は市民相互の協働が必要であると認められるものを策定するとき。
- (3) 地域に係る計画・事業で、地域住民の参画と協働が必要であるものを定めるとき。

(対話の場の種類等)

第3条 対話の場は、合議制によるもの及び合議制によらないものに区分する。

- 2 対話の場であって合議制によるものについては、原則として、市民会議の名称を使用するものとする。
- 3 対話の場であって合議制によらないものについては、市民が自由に参加して議題に関し発言ができる場とし、対話の場であって合議制によるもの（以下「市民会議」という。）については、次条から第8条までに定めるところによる。

(市民会議の組織)

第4条 市民会議は、公募により選出した委員（以下「公募委員」という。）及び関係団体の推薦による委員（以下「推薦委員」という。）をもって組織し、その定数は、原則として30人以内とする。

- 2 公募委員及び推薦委員は、市長等（当該市民会議を設置する市長その他の執行機関をいう。以下同じ。）が委嘱する。

3 公募委員及び推薦委員は，次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 市内（第2条第3号により設置される市民会議（以下「地域市民会議」という。）にあっては，当該地域内）に居住し，通勤し，又は通学する者

(2) 本市の職員又は本市の議会の議員でない者

4 公募委員の数は，推薦委員の数と同数又はそれ以上を基準とする。ただし，地域市民会議については，定数のうち相当数又は全部を公募委員とすることができる。

5 市長等は，委員の委嘱に当たっては，伊丹市男女共同参画計画の趣旨にかんがみ，男女比率に配慮するよう努めるものとする。

（コーディネーター等の設置）

第5条 市長等は，必要と認めるときは，市民会議にコーディネーター又はアドバイザーを置くことができる。

2 コーディネーターは，会議の円滑な運営に関し，必要な知識経験を有する者のうちから，また，アドバイザーは，当該市民会議の議題に関し知識経験を有する者のうちから，市長等が委嘱する。

3 コーディネーターは，会議が円滑に進行し，かつ議論が活発に行われるよう，調整を図るものとする。

4 アドバイザーは，専門的見地から助言を行うものとする。

（報酬等）

第6条 委員への報酬は，無償とする。

2 市長等は，委員に対し，交通費等実費弁償相当分として，1日につき1000円を支給することができる。ただし，地域市民会議を当該地域内で開催する場合等において，費用弁償の必要がないと認められるときは，この限りでない。

3 前条の規定により委嘱されたコーディネーター又はアドバイザーに対する報酬及び費用弁償については，特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第391号）の規定に従って，支給することができる。

(公募, 選考の方法)

第7条 公募委員の公募及び選考の方法は、伊丹市審議会等の市民公募制度に関する指針（平成15年10月制定）第7条から第12条までの規定を準用する。ただし、申込みの際の提出書類並びに選考方法及びその組合せについては、必要に応じ、簡素化し、又は工夫するよう努めるものとする。

(市民会議の運営の方針)

第8条 市長等は、市民会議の運営については、委員による主体的な運営が行われるよう配慮するものとする。

2 市民会議の会議は、原則として公開とする。作成した会議録についても同様とする。

3 市長等は、市民会議を設置するときは、一時保育サービス等を実施するなど、市民が参加しやすい環境整備に努めるものとする。

付 則

この基準は、平成15年10月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この基準は、令和4年4月1日から施行する。